

新（平成31年4月1日適用）	旧（現行）
<p>①略</p> <p>② 発生前における医療体制の整備（P33） 県及び保健所設置市は、二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、地区医師会、地区薬剤師会、圏域にある感染症指定医療機関、地域の中核的医療機関（独立行政法人国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等）を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置するなど、略</p> <p>③ 海外発生期から県内発生早期までの医療体制の維持・確保 ア～ウ 略 エ 患者搬送体制の確保（P34） 国内発生早期から県内発生早期までは、感染症法第19条（以下「法第19条」という。）の規定に基づく入院の対象となった新型インフルエンザ等患者の搬送体制の整備については県及び保健所設置市が主体的にその役割を担う。略</p> <p>II 行動計画内容（発生段階別） 【各論】 略 1 未発生期 略 (2) サーベイランス・情報収集 略 (2)-2 通常のサーベイランス（P42） ① 県及び保健所設置市は、人で毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、県内の医療機関（指定届出機関）において患者発生の動向を調査し、県内における流行状況について把握する。 （健康増進課、保健所、衛生環境研究所） ② 県及び保健所設置市は、インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。 （健康増進課、保健所） ③ 県及び保健所設置市は、医療機関等の協力を得て、患者等から検体を採取し、ウイルスの亜型や薬剤耐性等を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。</p>	<p>①略</p> <p>② 発生前における医療体制の整備 県は_____、二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、地区医師会、地区薬剤師会、圏域にある感染症指定医療機関、地域の中核的医療機関（独立行政法人国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等）を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置し_____、略</p> <p>③ 海外発生期から県内発生早期までの医療体制の維持・確保 ア～ウ 略 エ 患者搬送体制の確保 国内発生早期から県内発生早期までは、感染症法第19条（以下「法第19条」という。）の規定に基づく入院の対象となった新型インフルエンザ等患者の搬送体制の整備については県_____が主体的にその役割を担う。略</p> <p>II 行動計画内容（発生段階別） 【各論】 略 1 未発生期 略 (2) サーベイランス・情報収集 略 (2)-2 通常のサーベイランス ① 県_____は、人で毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、県内の医療機関（指定届出機関）において患者発生の動向を調査し、県内における流行状況について把握する。 （健康増進課、保健所、衛生環境研究所） ② 県_____は、インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。 （健康増進課、保健所） ③ 県_____は、医療機関等の協力を得て、患者等から検体を採取し、ウイルスの亜型や薬剤耐性等を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。</p>

新（平成31年4月1日適用）	旧（現行）
<p>（健康増進課、保健所、衛生環境研究所）</p> <p>④ 県及び保健所設置市は、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザ等の感染拡大を早期に探知する。</p> <p>（健康増進課、私学・科学振興課、子育て支援課、教育委員会、保健所）</p> <p>⑤ 略</p> <p>(2)-3 調査研究</p> <p>県及び保健所設置市は、新型インフルエンザ等の国内発生時に、迅速かつ適切に積極的疫学調査を実施できるよう、国との連携等の体制整備を図る。</p> <p>（健康増進課、保健所、衛生環境研究所）</p> <p>略</p> <p>(4) 予防・まん延防止</p> <p>略</p> <p>(4)-1-4 水際対策（P43）</p> <p>県及び保健所設置市は、検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、国、市町村その他関係機関と情報を共有し、連携を強化する。</p> <p>（健康増進課、保健所、衛生環境研究所）</p> <p>略</p> <p>(5) 医療</p> <p>(5)-1 地域医療体制の整備（P45）</p> <p>① 県及び保健所設置市は、原則として、二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、地区医師会、地区薬剤師会、指定（地方）公共機関を含む地域の中核的医療機関（感染症指定医療機関、独立行政法人国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等）や医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。</p> <p>（保健所、健康増進課）</p> <p>② 県及び保健所設置市は、発生時の地域医療体制の確保のために、平素から地域の医療関係者との間で、発生時の医療体制について協議、確認を行う。</p> <p>（健康増進課、医務課、保健所）</p>	<p>（健康増進課、保健所、衛生環境研究所）</p> <p>④ 県_____は、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザ等の感染拡大を早期に探知する。</p> <p>（健康増進課、私学・科学振興課、子育て支援課、教育委員会、保健所）</p> <p>⑤ 略</p> <p>(2)-3 調査研究</p> <p>県_____は、新型インフルエンザ等の国内発生時に、迅速かつ適切に積極的疫学調査を実施できるよう、国との連携等の体制整備を図る。</p> <p>（健康増進課、保健所、衛生環境研究所）</p> <p>略</p> <p>(4) 予防・まん延防止</p> <p>略</p> <p>(4)-1-4 水際対策</p> <p>県_____は、検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、国、市町村その他関係機関と情報を共有し、連携を強化する。</p> <p>（健康増進課、保健所、衛生環境研究所）</p> <p>略</p> <p>(5) 医療</p> <p>(5)-1 地域医療体制の整備</p> <p>① 県_____は、原則として、二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、地区医師会、地区薬剤師会、指定（地方）公共機関を含む地域の中核的医療機関（感染症指定医療機関、独立行政法人国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等）や医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。</p> <p>（保健所、健康増進課）</p> <p>② 県_____は、発生時の地域医療体制の確保のために、平素から地域の医療関係者との間で、発生時の医療体制について協議、確認を行う。</p> <p>（健康増進課、医務課、保健所）</p>

新（平成31年4月1日適用）	旧（現行）
<p>③ 県及び保健所設置市は、帰国者・接触者相談センター（保健所）及び帰国者・接触者外来の設置の準備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進める。また、県及び保健所設置市は、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診察する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請する。 （健康増進課、医務課、保健所）</p> <p>(5)-2 県内感染期に備えた医療の確保 県及び保健所設置市は、以下の点に留意して、県内感染期に備えた医療の確保に取り組む。</p> <p>① 県及び保健所設置市は、全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、マニュアルを示すなどしてその作成を支援する。 （医務課、健康増進課、保健所）</p> <p>② 県及び保健所設置市は、地域の実情に応じ、指定（地方）公共機関を含む感染症指定医療機関等のほか、指定（地方）公共機関である医療機関又は公的医療機関等で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。 （健康増進課、保健所）</p> <p>③ 県は保健所設置市の協力を得ながら、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を把握する。 （健康増進課、医務課、保健所）</p> <p>④ 県は、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討する。 （医務課、財産管理課、教育委員会、保健所、健康増進課、関係各課）</p> <p>⑤ 県及び保健所設置市は、地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。 （健康増進課、医務課、保健所）</p> <p>⑥ 県及び保健所設置市は、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。</p>	<p>③ 県_____は、帰国者・接触者相談センター（保健所）及び帰国者・接触者外来の設置の準備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進める。また、県_____は、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診察する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請する。 （健康増進課、医務課、保健所）</p> <p>(5)-2 県内感染期に備えた医療の確保 県_____は、以下の点に留意して、県内感染期に備えた医療の確保に取り組む。</p> <p>① 県_____は、全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、マニュアルを示すなどしてその作成を支援する。 （医務課、健康増進課、保健所）</p> <p>② 県_____は、地域の実情に応じ、指定（地方）公共機関を含む感染症指定医療機関等のほか、指定（地方）公共機関である医療機関又は公的医療機関等で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。 （健康増進課、保健所）</p> <p>③ 県は_____、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を把握する。 （健康増進課、医務課、保健所）</p> <p>④ 県は、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討する。 （医務課、財産管理課、教育委員会、保健所、健康増進課、関係各課）</p> <p>⑤ 県_____は、地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。 （健康増進課、医務課、保健所）</p> <p>⑥ 県_____は、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。</p>

新（平成31年4月1日適用）	旧（現行）
<p>（福祉保健総務課、健康長寿推進課、子育て支援課、障害福祉課、健康増進課、保健所）</p> <p>⑦略</p> <p>(5)-3 手引き等の策定、研修等（P46）</p> <p>① 県及び保健所設置市は、新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関して国が作成する手引き等を、医療機関に周知する。 （健康増進課、医務課、保健所）</p> <p>② 県及び保健所設置市は、国と協力し、医療従事者等に対し、国内及び県内発生を想定した研修や訓練を行う。 （健康増進課、医務課、保健所）</p> <p>略</p> <p>(5)-6 医療機関等への情報提供体制の整備 県及び保健所設置市は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するための体制を整備する。 （健康増進課、医務課、保健所）</p> <p>略</p> <p>2 海外発生期 略</p> <p>(1) 実施体制</p> <p>(1)-1 県の体制強化等 略（P50）</p> <p>④ 県及び保健所設置市は、海外において、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと判断した旨の情報を得た場合には、感染症法等に基づく各種対策を実施する。 （健康増進班、保健所、衛生環境研究所）</p> <p>(2) サーベイランス・情報収集 略</p> <p>(2)-2 サーベイランスの強化等</p> <p>① 県及び保健所設置市は、引き続き、インフルエンザ等に関する通常のサーベイランスを実施する。</p>	<p>（福祉保健総務課、健康長寿推進課、子育て支援課、障害福祉課、健康増進課、保健所）</p> <p>⑦略</p> <p>(5)-3 手引き等の策定、研修等</p> <p>① 県_____は、新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関して国が作成する手引き等を、医療機関に周知する。 （健康増進課、医務課、保健所）</p> <p>② 県_____は、国と協力し、医療従事者等に対し、国内及び県内発生を想定した研修や訓練を行う。 （健康増進課、医務課、保健所）</p> <p>略</p> <p>(5)-6 医療機関等への情報提供体制の整備 県_____は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するための体制を整備する。 （健康増進課、医務課、保健所）</p> <p>略</p> <p>2 海外発生期 略</p> <p>(1) 実施体制</p> <p>(1)-1 県の体制強化等 略</p> <p>④ 県_____は、海外において、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと判断した旨の情報を得た場合には、感染症法等に基づく各種対策を実施する。 （健康増進班、保健所、衛生環境研究所）</p> <p>(2) サーベイランス・情報収集 略</p> <p>(2)-2 サーベイランスの強化等</p> <p>① 県_____は、引き続き、インフルエンザ等に関する通常のサーベイランスを実施する。</p>

新（平成31年4月1日適用）	旧（現行）
<p>（健康増進班、保健所、衛生環境研究所）</p> <p>② 県及び保健所設置市は、県内における新型インフルエンザ等患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）を診察した場合の届出を求め、全数把握を開始する。</p> <p>（健康増進班、保健所）</p> <p>③ 県及び保健所設置市は、感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。</p> <p>（健康増進班、私学・科学振興班、子育て支援班、教育委員会、保健所）</p> <p>略</p> <p>（4）予防・まん延防止（P51）</p> <p>（4）-1 県内でのまん延防止対策の準備</p> <p>県及び保健所設置市は、国等と相互に連携し、県内での新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（治療、入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進めるとともに、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。</p> <p>（総合調整班、情報収集班、健康増進班、保健所）</p> <p>略</p> <p>（4）-3 水際対策</p> <p>① 県及び保健所設置市は、国の検疫の強化に伴う防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、検疫所、市町村その他関係機関との情報共有を行う。</p> <p>（情報収集班、健康増進班、衛生環境研究所、保健所）</p> <p>略</p> <p>（5）医療（P52）</p> <p>（5）-1 新型インフルエンザ等の症例定義</p> <p>県及び保健所設置市は、国が示す新型インフルエンザ等の症例定義及びその修正等に留意し、医療機関などの関係機関に周知する。</p> <p>（健康増進班、保健所）</p> <p>（5）-2 医療体制の整備</p> <p>県及び保健所設置市は、医療体制を整備するため、国からの要請を踏まえ、次の措置を講じる。</p>	<p>（健康増進班、保健所、衛生環境研究所）</p> <p>② 県_____は、県内における新型インフルエンザ等患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）を診察した場合の届出を求め、全数把握を開始する。</p> <p>（健康増進班、保健所）</p> <p>③ 県_____は、感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。</p> <p>（健康増進班、私学・科学振興班、子育て支援班、教育委員会、保健所）</p> <p>略</p> <p>（4）予防・まん延防止</p> <p>（4）-1 県内でのまん延防止対策の準備</p> <p>県_____は、国等と相互に連携し、県内での新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（治療、入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進めるとともに、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。</p> <p>（総合調整班、情報収集班、健康増進班、保健所）</p> <p>略</p> <p>（4）-3 水際対策</p> <p>① 県_____は、国の検疫の強化に伴う防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、検疫所、市町村その他関係機関との情報共有を行う。</p> <p>（情報収集班、健康増進班、衛生環境研究所、保健所）</p> <p>略</p> <p>（5）医療</p> <p>（5）-1 新型インフルエンザ等の症例定義</p> <p>県_____は、国が示す新型インフルエンザ等の症例定義及びその修正等に留意し、医療機関などの関係機関に周知する。</p> <p>（健康増進班、保健所）</p> <p>（5）-2 医療体制の整備</p> <p>県_____は、医療体制を整備するため、国からの要請を踏まえ、次の措置を講じる。</p>

新（平成31年4月1日適用）	旧（現行）
<p>① 県及び保健所設置市は、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等により患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行うことから、初期診療（外来）協力医療機関に対し、帰国者・接触者外来を設置するよう要請する。 （健康増進班、医務班、保健所）</p> <p>② 県及び保健所設置市は、帰国者・接触者外来を有しない一般の医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。 （健康増進班、医務班、保健所）</p> <p>③ 県及び保健所設置市は、帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。 （健康増進班、保健所）</p> <p>(5)-3 帰国者・接触者相談センター（保健所）の設置 県及び保健所設置市は、国の要請を受け、次の措置を講ずる。</p> <p>① 帰国者・接触者相談センター（保健所）を設置する。 （保健所）</p> <p>② 発生国からの帰国者等であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、コールセンターを通じ、帰国者・接触者相談センター（保健所）の指示を仰いで、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。 （報道班、県民相談班、健康増進班、保健所）</p> <p>(5)-4 医療機関等への情報提供 県及び保健所設置市は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する国からの情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。 （健康増進班、保健所、情報収集班、総合調整班）</p> <p>(5)-5 検査体制の整備</p> <p>①略</p> <p>② 県及び保健所設置市は、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を衛生環研究所にて亜型等の同定を行い、必要に応じて国立感染症研究所による確認を受ける。 （健康増進班、保健所、衛生環境研究所）</p> <p>略</p>	<p>① 県_____は、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等により患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行うことから、初期診療（外来）協力医療機関に対し、帰国者・接触者外来を設置するよう要請する。 （健康増進班、医務班、保健所）</p> <p>② 県_____は、帰国者・接触者外来を有しない一般の医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。 （健康増進班、医務班、保健所）</p> <p>③ 県_____は、帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。 （健康増進班、保健所）</p> <p>(5)-3 帰国者・接触者相談センター（保健所）の設置 県_____は、国の要請を受け、次の措置を講ずる。</p> <p>① 帰国者・接触者相談センター（保健所）を設置する。 （保健所）</p> <p>② 発生国からの帰国者等であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、コールセンターを通じ、帰国者・接触者相談センター（保健所）の指示を仰いで、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。 （報道班、県民相談班、健康増進班、保健所）</p> <p>(5)-4 医療機関等への情報提供 県_____は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する国からの情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。 （健康増進班、保健所、情報収集班、総合調整班）</p> <p>(5)-5 検査体制の整備</p> <p>①略</p> <p>② 県_____は、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を衛生環研究所にて亜型等の同定を行い、必要に応じて国立感染症研究所による確認を受ける。 （健康増進班、保健所、衛生環境研究所）</p> <p>略</p>

新（平成31年4月1日適用）	旧（現行）
<p>3 県内未発生期（国内発生早期以降） 略</p> <p>(2) サーベイランス・情報収集（P56） 略</p> <p>(2)-2 サーベイランス</p> <p>① 県及び保健所設置市は、引き続き、新型インフルエンザ等患者及び入院患者等の全数把握、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。 （情報収集班、健康増進班、私学・科学振興班、子育て支援班、教育委員会、保健所）</p> <p>② 県及び保健所設置市は、医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する等のために、新型インフルエンザ等患者の臨床情報を収集する。 （情報収集班、健康増進班、保健所）</p> <p>略</p> <p>(5) 医療（P59）</p> <p>(5)-1 医療体制の整備</p> <p>① 県及び保健所設置市は、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センター（保健所）における相談体制を継続する。 （県民相談班、健康増進班、保健所）</p> <p>②略</p> <p>③ 県及び保健所設置市は、帰国者・接触者外来以外の一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性があることから、院内感染対策等を進めるよう求める。 （医務班、健康増進班、保健所）</p> <p>④ 県及び保健所設置市は、帰国者・接触者外来を有する医療機関やその他の医療機関に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。 （健康増進班、保健所）</p> <p>⑤ 県及び保健所設置市は、患者数の増大等により必要が生じた場合は、</p>	<p>3 県内未発生期（国内発生早期以降） 略</p> <p>(2) サーベイランス・情報収集 略</p> <p>(2)-2 サーベイランス</p> <p>① 県_____は、引き続き、新型インフルエンザ等患者及び入院患者等の全数把握、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。 （情報収集班、健康増進班、私学・科学振興班、子育て支援班、教育委員会、保健所）</p> <p>② 県_____は、医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する等のために、新型インフルエンザ等患者の臨床情報を収集する。 （情報収集班、健康増進班、保健所）</p> <p>略</p> <p>(5) 医療</p> <p>(5)-1 医療体制の整備</p> <p>① 県_____は、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センター（保健所）における相談体制を継続する。 （県民相談班、健康増進班、保健所）</p> <p>②略</p> <p>③ 県_____は、帰国者・接触者外来以外の一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性があることから、院内感染対策等を進めるよう求める。 （医務班、健康増進班、保健所）</p> <p>④ 県_____は、帰国者・接触者外来を有する医療機関やその他の医療機関に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。 （健康増進班、保健所）</p> <p>⑤ 県_____は、患者数の増大等により必要が生じた場合は、</p>

新（平成31年4月1日適用）	旧（現行）
<p>帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療できる体制へ移行できるよう、関係機関と調整を進める。</p> <p>（健康増進班、医務班、保健所）</p> <p>(5)-2 医療機関等への情報提供</p> <p>県及び保健所設置市は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。</p> <p>（総合調整班、保健所、情報収集班）</p> <p>(5)-3 検査体制の整備</p> <p>①略</p> <p>② 県及び保健所設置市は、引き続き、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を衛生環境研究所にて亜型等の同定を行い、必要に応じて国立感染症研究所による確認を受ける。</p> <p>（健康増進班、保健所、衛生環境研究所）</p> <p>略</p> <p>4 県内発生早期</p> <p>略</p> <p>(2) サーベイランス・情報収集</p> <p>略</p> <p>(2)-2 サーベイランス（P64）</p> <p>① 県及び保健所設置市は、引き続き、新型インフルエンザ等患者及び入院患者等の全数把握、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。</p> <p>（情報収集班、健康増進班、私学・科学振興班、子育て支援班、教育委員会、保健所）</p> <p>② 県及び保健所設置市は、医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する等のために、新型インフルエンザ等患者の臨床情報を収集する。</p> <p>（情報収集班、健康増進班、保健所）</p> <p>③ 略</p> <p>(2)-3 調査研究</p> <p>① 県及び保健所設置市は、発生した県内患者について、国内発生早期の段階においては、国から派遣された積極的疫学調査チームと連携して調査</p>	<p>帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療できる体制へ移行できるよう、関係機関と調整を進める。</p> <p>（健康増進班、医務班、保健所）</p> <p>(5)-2 医療機関等への情報提供</p> <p>県_____は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。</p> <p>（総合調整班、保健所、情報収集班）</p> <p>(5)-3 検査体制の整備</p> <p>①略</p> <p>② 県_____は、引き続き、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を衛生環境研究所にて亜型等の同定を行い、必要に応じて国立感染症研究所による確認を受ける。</p> <p>（健康増進班、保健所、衛生環境研究所）</p> <p>略</p> <p>4 県内発生早期</p> <p>略</p> <p>(2) サーベイランス・情報収集</p> <p>略</p> <p>(2)-2 サーベイランス</p> <p>① 県_____は、引き続き、新型インフルエンザ等患者及び入院患者等の全数把握、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。</p> <p>（情報収集班、健康増進班、私学・科学振興班、子育て支援班、教育委員会、保健所）</p> <p>② 県_____は、医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する等のために、新型インフルエンザ等患者の臨床情報を収集する。</p> <p>（情報収集班、健康増進班、保健所）</p> <p>③ 略</p> <p>(2)-3 調査研究</p> <p>① 県_____は、発生した県内患者について、国内発生早期の段階においては、国から派遣された積極的疫学調査チームと連携して調査</p>

新（平成31年4月1日適用）	旧（現行）
<p>を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。 （健康増進班、保健所、衛生環境研究所）</p> <p>略</p> <p>（4）予防・まん延防止</p> <p>（4）-1 県内でのまん延防止対策</p> <p>① 県及び保健所設置市は、国と連携し、県内発生早期となった場合には、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛 要請、健康観察等）などの措置を行う。 （健康増進班、保健所）</p> <p>略</p> <p>（5）医療（P67）</p> <p>（5）-1 医療体制の整備</p> <p>① 県及び保健所設置市は、引き続き、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センター（保健所）における相談体制を継続する。 （県民相談班、健康増進班、保健所）</p> <p>② 県及び保健所設置市は、患者等が増加してきた段階においては、国の基本的対処方針や流行状況等を踏まえて、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関で診療する体制に移行する。 （総合調整班、医務班、保健所）</p> <p>（5）-2 患者への対応等</p> <p>① 県及び保健所設置市は、国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。 （健康増進班、保健所）</p> <p>② 県及び保健所設置市は、国と連携し、必要と判断した場合は、衛生環境研究所において、新型インフルエンザ等の確定検査を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、県内の患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、確定</p>	<p>を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。 （健康増進班、保健所、衛生環境研究所）</p> <p>略</p> <p>（4）予防・まん延防止</p> <p>（4）-1 県内でのまん延防止対策</p> <p>① 県_____は、国と連携し、県内発生早期となった場合には、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛 要請、健康観察等）などの措置を行う。 （健康増進班、保健所）</p> <p>略</p> <p>（5）医療</p> <p>（5）-1 医療体制の整備</p> <p>① 県_____は、引き続き、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センター（保健所）における相談体制を継続する。 （県民相談班、健康増進班、保健所）</p> <p>② 県_____は、患者等が増加してきた段階においては、国の基本的対処方針や流行状況等を踏まえて、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関で診療する体制に移行する。 （総合調整班、医務班、保健所）</p> <p>（5）-2 患者への対応等</p> <p>① 県_____は、国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。 （健康増進班、保健所）</p> <p>② 県_____は、国と連携し、必要と判断した場合は、衛生環境研究所において、新型インフルエンザ等の確定検査を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、県内の患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、確定</p>

新（平成31年4月1日適用）	旧（現行）
<p>検査は重症者等に限定して行う体制に切り替える。 （健康増進班、保健所、衛生環境研究所、総合調整班）</p> <p>③ 県及び保健所設置市は、国と連携し、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって、十分な防御なく曝露した者には、医療機関の協力を得て、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及び有症時の対応を指導する。なお、感染が確認された場合には感染症指定医療機関等に移送する。 （消防保安班、健康増進課、保健所）</p> <p>(5)-3 医療機関等への情報提供 県及び保健所設置市は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。 （総合調整班、保健所、情報収集班）</p> <p>略</p> <p>5 県内感染期 略</p> <p>(2) サーベイランス・情報収集 略</p> <p>(2)-2 サーベイランス（P71）</p> <p>① 県及び保健所設置市は、新型インフルエンザ等患者の全数把握は中止し、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。 （健康増進班、保健所、衛生環境研究所）</p> <p>略</p> <p>(4) 予防・まん延防止 (4)-1 県内でのまん延防止対策 略</p> <p>④ 県及び保健所設置市は、県内感染期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止する。 （健康増進班、保健所）</p> <p>略</p> <p>(5) 医療（P73） (5)-1 患者への対応等</p> <p>① 県及び保健所設置市は、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談セ</p>	<p>検査は重症者等に限定して行う体制に切り替える。 （健康増進班、保健所、衛生環境研究所、総合調整班）</p> <p>③ 県_____は、国と連携し、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって、十分な防御なく曝露した者には、医療機関の協力を得て、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及び有症時の対応を指導する。なお、感染が確認された場合には感染症指定医療機関等に移送する。 （消防保安班、健康増進課、保健所）</p> <p>(5)-3 医療機関等への情報提供 県_____は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。 （総合調整班、保健所、情報収集班）</p> <p>略</p> <p>5 県内感染期 略</p> <p>(2) サーベイランス・情報収集 略</p> <p>(2)-2 サーベイランス</p> <p>① 県_____は、新型インフルエンザ等患者の全数把握は中止し、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。 （健康増進班、保健所、衛生環境研究所）</p> <p>略</p> <p>(4) 予防・まん延防止 (4)-1 県内でのまん延防止対策 略</p> <p>④ 県_____は、県内感染期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止する。 （健康増進班、保健所）</p> <p>略</p> <p>(5) 医療 (5)-1 患者への対応等</p> <p>① 県_____は、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談セ</p>

新（平成31年4月1日適用）	旧（現行）
<p>ンター（保健所）及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うよう要請する。</p> <p>（総合調整班、保健所）</p> <p>② 県及び保健所設置市は、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。</p> <p>（総合調整班、保健所）</p> <p>③ 県及び保健所設置市は、医師が、在宅で療養する患者に対する電話による診療により、新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて、国が示す対応方針を周知する。</p> <p>（総合調整班、医務班、衛生薬務班、保健所）</p> <p>④ 県及び保健所設置市は、医療機関における従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるよう調整する。</p> <p>（医務班、衛生薬務班、保健所）</p> <p>(5)-2 医療機関等への情報提供</p> <p>県及び保健所設置市は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。</p> <p>（総合調整班、保健所、情報収集班）</p> <p>略</p> <p>(5)-6 緊急事態宣言がされている場合の措置（P75）</p> <p>略</p> <p>② 臨時の医療施設等（特措法第48条第1項及び第2項）</p> <p>県及び保健所設置市は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院（医療法施行規則第10条）等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり、入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピ</p>	<p>ンター（保健所）及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うよう要請する。</p> <p>（総合調整班、保健所）</p> <p>② 県_____は、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。</p> <p>（総合調整班、保健所）</p> <p>③ 県_____は、医師が、在宅で療養する患者に対する電話による診療により、新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて、国が示す対応方針を周知する。</p> <p>（総合調整班、医務班、衛生薬務班、保健所）</p> <p>④ 県_____は、医療機関における従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるよう調整する。</p> <p>（医務班、衛生薬務班、保健所）</p> <p>(5)-2 医療機関等への情報提供</p> <p>県_____は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。</p> <p>（総合調整班、保健所、情報収集班）</p> <p>略</p> <p>(5)-6 緊急事態宣言がされている場合の措置</p> <p>略</p> <p>② 臨時の医療施設等（特措法第48条第1項及び第2項）</p> <p>県_____は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院（医療法施行規則第10条）等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり、入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピ</p>

新（平成31年4月1日適用）	旧（現行）
<p>ークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する （総合調整班、医務班、衛生薬務班）</p> <p>6 小康期 略</p> <p>(2) サーベイランス・情報収集 略</p> <p>(2)-2 サーベイランス（P79）</p> <p>① 県及び保健所設置市は、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。 （健康増進課、保健所、衛生環境研究所／※健康増進班、保健所、衛生環境研究所）</p> <p>② 県及び保健所設置市は、再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。 （健康増進課、私学・科学振興課、子育て支援課、教育委員会、保健所／※健康増進班、私学・科学振興班、子育て支援班、教育委員会、保健所）</p> <p>(3) 情報提供・共有（P79）</p> <p>(3)-1 情報提供</p> <p>①略</p> <p>② 県及び保健所設置市は、県民からコールセンター等に寄せられた問い合わせ、市町村や関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。 （健康増進課、保健所、関係各課／※情報収集班、県民相談班、保健所）</p> <p>略</p> <p>(5) 医療（P80）</p> <p>(5)-1 医療体制</p> <p>県及び保健所設置市は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。 （健康増進課、医務課、保健所／※総合調整班）</p> <p>(5)-2 医療機関等への情報提供</p> <p>県及び保健所設置市は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。</p>	<p>ークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する （総合調整班、医務班、衛生薬務班）</p> <p>6 小康期 略</p> <p>(2) サーベイランス・情報収集 略</p> <p>(2)-2 サーベイランス</p> <p>① 県_____は、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。 （健康増進課、保健所、衛生環境研究所／※健康増進班、保健所、衛生環境研究所）</p> <p>② 県_____は、再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。 （健康増進課、私学・科学振興課、子育て支援課、教育委員会、保健所／※健康増進班、私学・科学振興班、子育て支援班、教育委員会、保健所）</p> <p>(3) 情報提供・共有</p> <p>(3)-1 情報提供</p> <p>①略</p> <p>② 県_____は、県民からコールセンター等に寄せられた問い合わせ、市町村や関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。 （健康増進課、保健所、関係各課／※情報収集班、県民相談班、保健所）</p> <p>略</p> <p>(5) 医療</p> <p>(5)-1 医療体制</p> <p>県_____は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。 （健康増進課、医務課、保健所／※総合調整班）</p> <p>(5)-2 医療機関等への情報提供</p> <p>県_____は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。</p>

新（平成31年4月1日適用）	旧（現行）
<p>（総合調整班、保健所、情報収集班） (5)-3 抗インフルエンザウイルス薬 ① 県及び保健所設置市は、国が作成した、国内外で得られた新型インフルエンザ等についての知見を整理し、国が作成した適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含む治療指針について、医療機関に周知する。 （健康増進課、保健所／※総合調整班） 略</p> <p>Ⅲ 参考資料 （資料1～2） 略 （資料3） 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策 略 2 サーベイランス・情報収集 (1) 情報収集 略 (2) 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス（P91） ・ 県及び保健所設置市は、鳥インフルエンザのヒトへの感染疑いが発生した場合、「平成18年11月22日付け健感発第1122001号 インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の実施等について」に基づき、積極的疫学調査を実施し、早期に患者発生を把握する。（健康増進課、保健所） 略 4. 予防・まん延防止 (1) 疫学調査、感染対策 ・ 県及び保健所設置市は、必要に応じて、国から派遣される疫学、臨床等の専門家チームと連携して、積極的疫学調査を実施する。（健康増進課、保健所） ・ 県及び保健所設置市は、国からの要請により、疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等を実施する。（健康増進課、保健所） ・ 県及び保健所設置市は、鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる</p>	<p>（総合調整班、保健所、情報収集班） (5)-3 抗インフルエンザウイルス薬 ① 県_____は、国が作成した、国内外で得られた新型インフルエンザ等についての知見を整理し、国が作成した適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含む治療指針について、医療機関に周知する。 （健康増進課、保健所／※総合調整班） 略</p> <p>Ⅲ 参考資料 （資料1～2） 略 （資料3） 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策 略 2 サーベイランス・情報収集 (1) 情報収集 略 (2) 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス ・ 県_____は、鳥インフルエンザのヒトへの感染疑いが発生した場合、「平成18年11月22日付け健感発第1122001号 インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の実施等について」に基づき、積極的疫学調査を実施し、早期に患者発生を把握する。（健康増進課、保健所） 略 4. 予防・まん延防止 (1) 疫学調査、感染対策 ・ 県_____は、必要に応じて、国から派遣される疫学、臨床等の専門家チームと連携して、積極的疫学調査を実施する。（健康増進課、保健所） ・ 県_____は、国からの要請により、疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等を実施する。（健康増進課、保健所） ・ 県_____は、鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる</p>

新（平成31年4月1日適用）	旧（現行）
<p>者（有症状者）に対し、自宅待機を依頼する。（健康増進課、保健所）</p> <p>(2) 家きん等への防疫対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県及び保健所設置市は、県内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家さん等の移動制限等）を実施する。（畜産課、家畜保健衛生所・保健所） <p>略</p> <p>5 医療（P92）</p> <p>(1) 県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県及び保健所設置市は、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、適切な感染拡大防止策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行う。（健康増進課、保健所、衛生環境研究所） ・ 略 ・ 県及び保健所設置市は、感染症法に基づき、鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、入院その他の必要な措置を講ずる。（健康増進課、保健所） <p>(2) 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県及び保健所設置市は、海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、<u> </u>情報提供するよう医療機関等に周知する。（健康増進課、保健所） ・ 県及び保健所設置市は、発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について、医療機関等に周知する。（健康増進課、医務課、保健所） 	<p>者（有症状者）に対し、自宅待機を依頼する。（健康増進課、保健所）</p> <p>(2) 家きん等への防疫対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県<u> </u>は、県内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家さん等の移動制限等）を実施する。（畜産課、家畜保健衛生所・保健所） <p>略</p> <p>5 医療</p> <p>(1) 県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県<u> </u>は、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、適切な感染拡大防止策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行う。（健康増進課、保健所、衛生環境研究所） ・ 略 ・ 県<u> </u>は、感染症法に基づき、鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、入院その他の必要な措置を講ずる。（健康増進課、保健所） <p>(2) 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県<u> </u>は、海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、<u>県に</u>情報提供するよう医療機関等に周知する。（健康増進課、保健所） ・ 県<u> </u>は、発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について、医療機関等に周知する。（健康増進課、医務課、保健所）